

令和7年度  
土地改良事業計画概要書  
(維持管理事業)

安城土地改良区

## 土地改良事業計画（維持管理事業）変更理由

### 1. 土地改良事業計画変更の内容

主な内容	変更前	変更後	増減	備考
土地改良区面積	4,126 ha	3,564 ha	△562 ha	率：13.6% 内13.2%は組合員の申請による除外。△0.4%豊田市、岡崎市の一部を含む。
用水路	—	570.3 km	—	各種事業完了に伴う施設数量の変更（変更前未分類）
揚水機場	—	8 箇所	—	各種事業完了に伴う施設数量の変更（変更前数量未記載）
排水路	—	45.5 km	—	各種事業完了に伴う施設数量の変更（変更前未分類）
農業用道路	174.7 km	169.2 km	△ 5.5 km	精査に伴う施設数量の変更
維持管理費	—	5,426 千円	—	維持管理費の算定方法の変更 (H9：4,695千円 0.5%)

### 2. 土地改良事業計画変更を必要とする理由

当土地改良区は、平成9年度に維持管理計画を変更したが、経年により施設の更新や改修、補修、事業完了による更新等が実施され、維持管理計画見直しの必要性が生じている。

土地改良施設の維持管理を円滑に行うため、事業計画の変更を行うものである。

## 第1章 地域及び地積

### 第1節 地域

安城市は、愛知県のほぼ中央に位置する地域である。

### 第2節 地積

変更前( )書き

区 域	農 用 地 ( ha )			備 考
	田	畑	合計	
(安城市、豊田市、岡崎市)	(3,507)	(619)	(4,126)	
安城市	3,018	546	3,564	
合計	(3,507) 3,018	(619) 546	(4,126) 3,564	

安城土地改良区賦課台帳(令和7年4月1日時点)より

※1) 町別の地積については別表1に示すとおりである。

## 第2章 地域の現況

### 第1節 地形

地形は、標高0.5m～27.7mで大半を洪積台地がなだらかな傾斜を描いて縦断している。

南東部は矢作川や矢作古川によって形成された沖積平野が広がっている。

### 第2節 気象

この地域の気候は比較的温暖で、年平均気温は15.5℃、年間平均降水量は1,507.6mmである。

また、県内の他市に比べて、夏は暑く、冬は冷え込む内陸性の気候である。

### 第3節 水利の状況

本地域は、国営矢作川総合農業水利事業にて造成された明治用水頭首工からの明治用水幹線水路と羽布ダムからの国営新矢作川用水鹿乗幹線水路により分水し、県営かんがい排水事業にて整備された支線水路によりかんがいしている。

## 第4節 耕地面積

田畑別・平均一経営体当たり耕作面積調査

市町村別	一経営体(経営体)	平均一経営体当たり耕作面積 ( ha )			備考
		田	畑	計	
安城市	813	4.87	0.33	5.20	
計	813	4.87	0.33	5.20	

(第71次農林水産統計年報より)

## 第3章 維持管理計画

### 第1節 目的

本区域の農用地を円滑に活用するため、ほ場整備事業等によって造成された地区内の用排水路、農道の維持管理を適切に行い、農業経営の合理化、農業の生産性の向上と近代化を図るとともに、環境の保全に配慮していくことを目的とする。

### 第2節 かんがい施設関係

#### 1. 施設の種類及び規模

別表2 管理施設総括表のとおり

#### 2. 維持管理の方法

- (1) 用水路は、常時通水の機能を確保するため、浚渫及び維持修繕に努める。
- (2) 工作物は、常時それぞれ施設の機能を発揮するため、点検、整備、修繕に努める。
- (3) 各施設は、定期的にパトロールを実施し、危険箇所の発見並びに破損箇所の復旧に努める。
- (4) 自然配水を原則とする。
- (5) 本地域の用水の配分は、取水量により増減するが、実情に即して適正な配水とする。

### 第3節 排水施設関係

#### 1. 排水施設の種類、規模、構造

別表2 管理施設総括表のとおり

#### 2. 維持管理の方法

- (1) 各施設の計画的な浚渫、除草、維持修繕に努める。
- (2) 本地域の排水は、地区内排水路より自然排水し、鹿乗川、半場川、長田

川、猿渡川等の河川へ放流している。

(3) 洪水の恐れのある時には、出水状況を的確に判断するとともに、水路の現地確認し、安城市担当部局と連携を密接にし、被害の拡大を防ぐ。

なお、災害復旧については、土地改良法第49条の規定による。

(4) 当改良区は、明治用水土地改良区・油ヶ渕悪水土地改良区その他の団体と十分協議調整を行い、被害の防止と施設の維持管理に努める。

#### 第4節 農業用道路その他農地の保全又は利用上必要な施設

##### 1. 農業用道路の規模、構造及び維持管理方法

別表2 管理施設総括表のとおり

##### 2. 維持管理の方法

(1) 農業用道路として農耕車両が常時支障なく通行できるようにする。

(2) 地区内の農道には必要に応じ砂利を補充するなど、路面の保全に努める。

災害及び破損の場合は復旧に努める。

#### 第5節 他事業との関連

##### 1. その他当土地改良区と外的環境との関係

当改良区の受益地について影響があるとみなされるものは、協議によって解決を図る。また、紛争が生じた場合は、安城市長若しくは愛知県知事に斡旋を依頼する。

### 第4章 環境との調和への配慮

土地改良施設の整備、維持管理にあたっては、農業の有する多面的機能を十分に考慮し、自然環境の保全・創出・再生、歴史的・文化的遺産の保全を加味するとともに、地域特性に配慮した総合的な整備、維持管理を行う。また、化学肥料、農薬等の使用を抑制することにより、本地区に生息するイチモンジタナゴ、メダカ、ヒメタイコウチ、ヒメボタル等の生物の生息環境を良好に保つよう、自然と共生する環境を保全し、将来に引き継いでいく必要がある。

## 第5章 維持管理事業費

5, 4 2 6 千円（令和7年度）

ただし、物価の変動および維持管理に伴って臨時に支出を要する経費は、その都度維持管理費（賦課金）を増減することができる。

## 第6章 効 用

施設の適正な維持管理を行うことにより、諸施設の機能効用を十分発揮せしめ、合理的な用水の供給を行うことにより、農業生産の向上増大と労力の節減、水資源の有効利用を期するものとする。

## 図面

計画概要図（位置図・受益図）

別表 1

安城市区域別地積一覽表

単位 ( ha )

区 域	農 用 地			備 考
	田	畑	合 計	
里町	166 .2	28 .2	194 .4	
橋目町	28 .1	5 .1	33 .2	
柿崎町	37 .0	3 .8	40 .8	
尾崎町	40 .2	6 .8	47 .0	
宇頭茶屋町	8 .1	1 .4	9 .5	
浜屋町	21 .7	4 .1	25 .8	
東栄町	0 .0	0 .0	0 .0	
今本町	1 .7	0 .1	1 .8	
今池町	37 .3	0 .2	37 .5	
住吉町	10 .9	0 .6	11 .5	
篠目町	48 .4	9 .8	58 .2	
井杭山町	5 .0	1 .0	6 .0	
池浦町	42 .1	4 .7	46 .8	
新田町	65 .0	5 .7	70 .7	
西別所町	13 .2	1 .1	14 .3	
東別所町	9 .6	3 .6	13 .2	
別郷町	8 .4	1 .6	10 .0	
北山崎町	58 .5	2 .6	61 .1	
高木町	14 .4	2 .5	16 .9	
大岡町	20 .9	3 .0	23 .9	
山崎町	23 .7	4 .6	28 .3	
上条町	26 .9	7 .2	34 .1	
横山町	31 .2	2 .8	34 .0	
百石町	5 .1	0 .2	5 .3	
大山町	4 .8	2 .0	6 .8	
安城町	80 .9	6 .9	87 .8	

安城町	70 .0	3 .1	73 .1	
河野町	15 .2	8 .7	23 .9	
箕輪町	84 .5	15 .6	100 .1	
二本木町	43 .4	4 .8	48 .2	
高棚町	373 .7	24 .3	398 .0	
福釜町	207 .9	20 .3	228 .2	
赤松町	141 .0	13 .1	154 .1	
古井町	53 .4	6 .4	59 .8	
石井町	31 .3	3 .2	34 .5	
和泉町	130 .2	24 .5	154 .7	
榎前町	68 .9	13 .8	82 .7	
東端町	133 .2	46 .1	179 .3	
根崎町	118 .2	27 .1	145 .3	
城ヶ入町	78 .9	38 .0	116 .9	
堀内町	51 .6	4 .2	55 .8	
川島町	48 .3	21 .6	69 .9	
村高町	17 .4	10 .5	27 .9	
桜井町	182 .5	17 .0	199 .5	
東町	22 .2	7 .7	29 .9	
姫小川町	10 .3	7 .1	17 .4	
小川町	176 .3	43 .1	219 .4	
野寺町	24 .4	7 .5	31 .9	
寺領町	15 .1	2 .2	17 .3	
木戸町	31 .9	9 .0	40 .9	
藤井町	77 .3	57 .5	134 .8	
二本木新町	1 .5	0 .0	1 .5	
浜富町	0 .1	0 .0	0 .1	
合計	3,018 .0	546 .0	3,564 .0	

(安城土地改良区賦課台帳(令和7年4月1日時点)より)

(注) 1. 計数は四捨五入のため、端数において合計とは一致しないものがある。

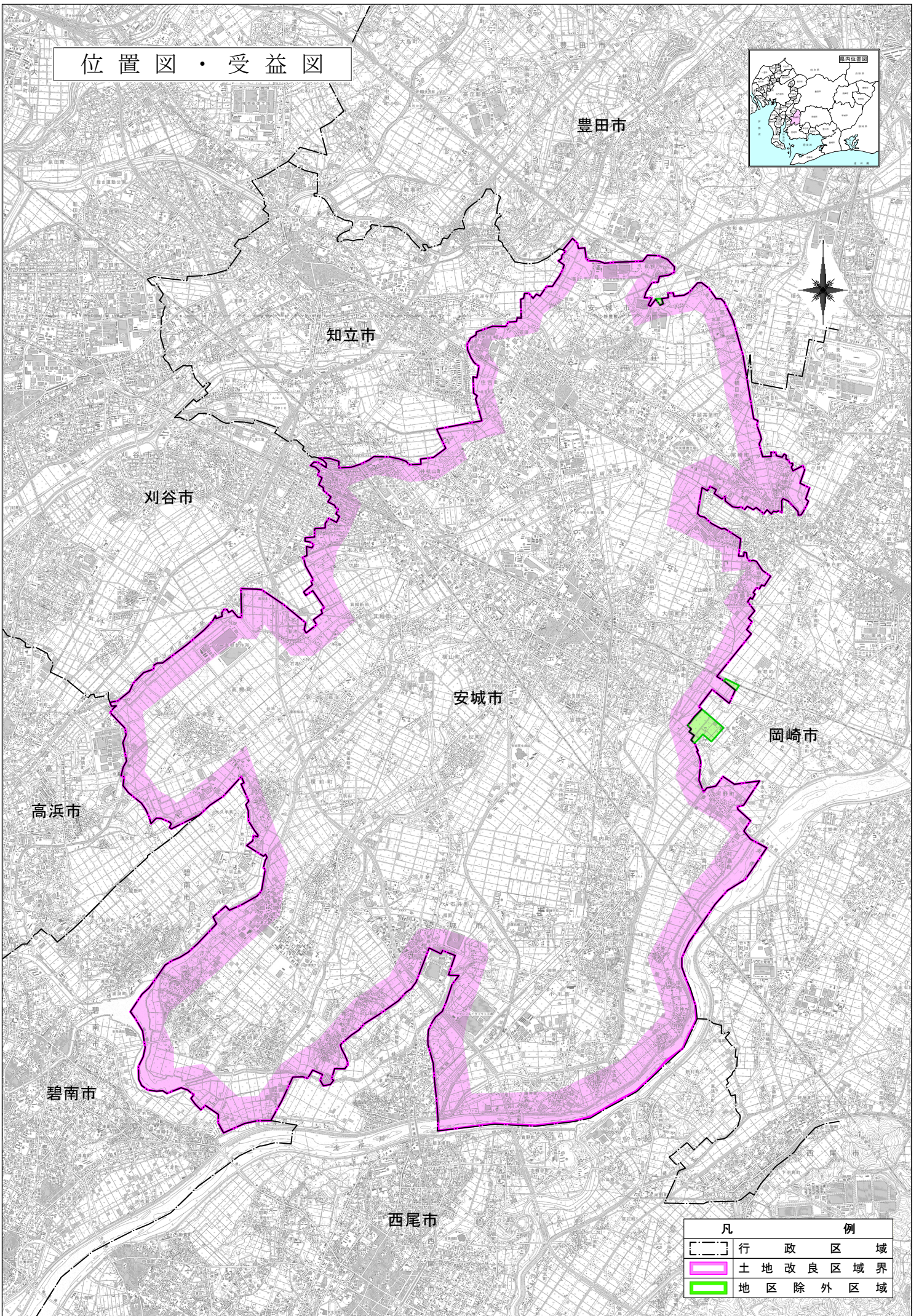
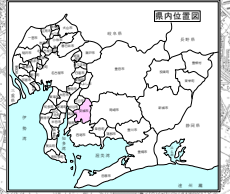
(別表2)

管理施設総括表

変更前 ( ) 書き

施設	数量	単位	適用
用水路 (開水路)	(81.3) 68.1	km	U字溝等
用水路 (管水路)	(496.9) 502.2	km	塩ビ管等
揚水機場 (水田かんがい)	(4) 5	箇所	
揚水機場 (畑地かんがい)	3	箇所	
排水路 (開水路)	(20.5) 20.6	km	組立柵渠等
排水路 (暗渠管)	24.9	km	塩ビ管等
農業用道路	(174.7) 169.2	km	舗装道等

# 位置図・受益図



凡	例
	行政区域
	土地改良区域界
	地区除外区域